



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

19	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
20	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
21	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	2
22	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2
23	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	3
24	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	3
25	〃	( " ).....	3
26	〃	( " ).....	4
27	〃	( " ).....	4
28	〃	( " ).....	4
29	〃	( " ).....	5
30	〃	( " ).....	5
31	〃	( " ).....	5
32	〃	( " ).....	6
33	〃	( " ).....	6
34	〃	( " ).....	7
35	〃	( " ).....	7
36	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
37	〃	( " ).....	8
38	道路の供用開始	( " ).....	8
39	道路の区域変更	( " ).....	8
40	道路の供用開始	( " ).....	9
41	道路の区域変更	( " ).....	9
42	道路の供用開始	( " ).....	10
43	道路の区域変更	( " ).....	10
44	道路の供用開始	( " ).....	10
45	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11

## 告 示

### 和歌山県告示第19号

令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和元年度和歌山県インターネット接続サービス業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社インターネットイニシアティブ  
東京都千代田区富士見二丁目10番2号
- 5 落札金額  
53,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,850,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年11月8日

**和歌山県告示第20号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051800195	放課後等デイサービスひまわり	岩出市森140-13	放課後等デイサービス	株式会社こころ	岩出市森140-13	令和2.1.1

**和歌山県告示第21号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011700915	ベジファームきのかわ	紀の川市東国分350番地1	就労継続支援A型	身体障害者（内部障害） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	一般社団法人和歌山県雇用開発センター	岩出市桜台136番地74	令和2.1.1

**和歌山県告示第22号**

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
	1002		令和 元. 12. 12	和歌山市井戸285番地	山東木工 山東正明	製材	和歌山市井戸285番地

**和歌山県告示第23号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を令和元年12月24日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

**和歌山県告示第24号**

和歌山県海南市日方・井田・名高・且来・大野中の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月3日から平成31年2月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市日方・井田・名高・且来・大野中の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市日方・井田・名高・且来・大野中の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月19日

**和歌山県告示第25号**

和歌山県紀の川市竹房の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成28年1月28日まで
- 3 成果の名称

和歌山県紀の川市竹房の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市竹房の一部地区

5 認証年月日

令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第26号**

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成29年1月31日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区

5 認証年月日

令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第27号**

和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成27年4月13日から平成30年3月2日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区

5 認証年月日

令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第28号**

和歌山県紀の川市下鞆淵・桃山町中畑・桃山町峯の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成30年3月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市下鞆渚・桃山町中畑・桃山町峯の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市下鞆渚・桃山町中畑・桃山町峯の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第29号**

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成30年2月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第30号**

和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成31年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市竹房・高野の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第31号**

和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成31年3月26日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市中鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月19日

**和歌山県告示第32号**

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成31年3月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年12月19日

**和歌山県告示第33号**

和歌山県紀の川市桃山町大原・善田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成31年3月20日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町大原・善田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市桃山町大原・善田の各一部地区

5 認証年月日

令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第34号**

和歌山県紀の川市桃山町垣内地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成31年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市桃山町垣内地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市桃山町垣内地区

5 認証年月日

令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第35号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井の一部地区

5 認証年月日

令和元年12月19日

---

**和歌山県告示第36号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町桂瀬字垣内24番1地先から同町松ヶ峯字切口373番地先まで	旧	6.13 } 24.07	1,839.29	
同上	旧	13.43 } 27.50	654.21	桂瀬松ヶ峯トンネル L=536.00
同上	新	13.43 } 27.50	654.21	桂瀬松ヶ峯トンネル L=536.00

## 和歌山県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町南平字ヨコ山384番4地先から同町三尾川字中村1760番1地先まで	旧	3.79 } 7.59	124.00	
同上	新	8.35 } 35.70	124.00	

## 和歌山県告示第38号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町南平字ヨコ山384番4地先から同町三尾川字中村1760番1地先まで

供用開始の期日 令和2年1月10日

## 和歌山県告示第39号



道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大附見老津停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町小河内字大嶋 1621番5地内	旧	4.40 } 19.13	51.30	
同上	新	10.83 } 19.13	51.30	

**和歌山県告示第40号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 大附見老津停車場線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町小河内字大嶋1621番5地内

供用開始の期日 令和2年1月10日

**和歌山県告示第41号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字畑地 2403番1地先から同町周参見字 宮ノ脊戸2384番地先まで	旧	3.61 } 4.79	77.25	

同上	新	7.97 } 9.02	77.25	
----	---	-------------------	-------	--

**和歌山県告示第42号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字畑地2403番1地先から同町周参見字宮ノ脊戸2384番地先まで

供用開始の期日 令和2年1月10日

**和歌山県告示第43号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町西川字和田42番2地先から同町西川字和田42番1地先まで	旧	5.28 } 6.67	45.30	
同上	新	5.61 } 11.68	45.30	

**和歌山県告示第44号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古座川熊野川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町西川字和田42番2地先から同町西川字和田42番1地先まで  
 供用開始の期日 令和2年1月10日

和歌山県告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
 令和2年1月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3487	田辺市秋津町字東八町406番3の一部、里道	和歌山市毛革屋丁25番地 株式会社際 代表取締役 曾和勝彦	令和 元. 12. 26	6.00	55.50